

The Seto Shinkin Bank

Report 2026

資料編

単体情報

財務諸表 1

経営指標

主要な業務の状況を示す指標 5

預金に関する指標 6

貸出金等に関する指標 7

為替に関する指標 8

証券等に関する指標 8

その他 11

自己資本の充実の状況等について 12

連結情報

連結財務諸表 26

自己資本の充実の状況等について 30

開示項目一覧 42



貸借対照表（資産の部）

(単位:百万円)

科 目		令和6年度 (7年3月31日現在)	令和7年度 (8年3月31日現在)
(資 産 の 部)			
現	金	14,855	11,836
●預	け 金	409,573	379,806
買 入 金 銭 債 権		4,877	3,288
有 価 証 券		823,152	815,078
	国 債	38,990	49,711
	地 方 債	100,164	87,353
	社 債	410,569	398,842
	株 式	21,115	35,585
	そ の 他 の 証 券	252,313	243,585
貸 出 金		1,138,837	1,147,857
	割 引 手 形	4,573	3,002
	手 形 貸 付	54,123	53,198
	証 書 貸 付	1,016,941	1,023,924
	当 座 貸 越	63,199	67,731
外 国 為 替		322	834
	外国他店預け	226	753
	取立外国為替	95	81
そ の 他 資 産		15,879	17,543
●	未 決 済 為 替 貸	659	640
	信 金 中 金 出 資 金	11,595	11,595
●	未 収 収 益	2,035	2,577
	金 融 派 生 商 品	8	15
	そ の 他 の 資 産	1,579	2,715
有 形 固 定 資 産		23,501	23,259
	建 物	6,934	6,553
	土 地	14,192	14,093
	リ ー ス 資 産	618	447
	建 設 仮 勘 定	—	300
	その他の有形固定資産	1,756	1,864
無 形 固 定 資 産		82	81
繰 延 税 金 資 産		4,667	8,343
●	債 務 保 証 見 返	571	427
●	貸 倒 引 当 金	△ 4,091	△ 3,503
	(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,078)	(△ 2,751)
資 産 の 部 合 計		2,432,231	2,404,854

預け金
他の金融機関に預けた預金です。主に信金中央金庫の普通預金、定期預金などです。

他の金融機関からの振込みなどをお客さまの口座へ振替えたときなどに、相手金融機関から受け取るまでの間、一時的に立替払いしたものです。

未収収益
貸出金や預け金、有価証券などの未収利息などです。

債務保証見返
お客さまの債務を保証した場合、そのお客さまに対する求償権を表したものです。

貸倒引当金
貸出金などに対して将来の貸倒損失を見込んで、あらかじめ積立てたものです。貸出金などの債権を評価したものであることから資産勘定をマイナスする形式で計上しています。

未決済為替借
お客さまから振込依頼を受けたときなどに、相手金融機関に支払うまでの間、一時的にお預かりしているものです。

債務保証
お客さまに対して直接融資する代わりに、当金庫が保証することによって他から融資を受けた場合に、当金庫が債権者に対して負っている保証債務です。

当期末処分剰余金
総代会で剰余金の処分が決定するまでの間、「当期純利益」及び「前期繰越金」等を合算したものです。

有価証券のうち「**その他有価証券**」を時価評価し、簿価と時価との差額である評価差額から税金相当額を控除したものです。

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(单位:百万円)

科 目		令和6年度 (7年3月31日現在)	令和7年度 (8年3月31日現在)
(負 債 の 部)			
預 金 積 金		2,225,721	2,236,793
	当 座 預 金	104,267	102,432
	普 通 預 金	984,354	966,418
	貯 蓄 預 金	6,937	6,669
	通 知 預 金	2,709	2,101
	定 期 預 金	1,067,086	1,101,402
	定 期 積 金	43,502	41,148
	そ の 他 の 預 金	16,862	16,620
譲 渡 性 預 金		2,635	2,635
借 用 金		84,500	43,400
	借 入 金	84,500	43,400
外 国 為 替		0	45
	未 払 外 国 為 替	0	45
そ の 他 負 債		9,718	9,575
	●未決済為替借	631	788
	未 払 費 用	2,194	4,321
	給付補填備金	14	36
	未払法人税等	219	407
	前 受 収 益	375	427
	払 戻 未 済 金	19	16
	払戻未済持分	42	3
	金融派生商品	7	14
	リ ー ス 債 務	680	492
	資産除去債務	203	207
	その他の負債	5,327	2,859
賞 与 引 当 金		941	1,020
役員賞与引当金		25	37
退職給付引当金		6,973	6,733
役員退職慰労引当金		238	262
睡眠預金払戻損失引当金		128	117
偶発損失引当金		223	322
●債 務 保 証		571	427
負 債 の 部 合 計		2,331,677	2,301,371
(純 資 産 の 部)			
出 資 金		1,164	1,163
	普 通 出 資 金	1,164	1,163
利 益 剰 余 金		130,046	132,898
	利 益 準 備 金	1,209	1,209
	その他利益剰余金	128,836	131,689
	特別積立金	112,000	112,000
	(うち固定資産圧縮積立金)	(818)	(818)
	●当期末処分剰余金	16,836	19,689
	当期純利益	2,537	2,898
処 分 未 済 持 分		—	△ 2
会 員 勘 定 合 計		131,211	134,060
●その他の有価証券評価差額金		△ 30,657	△ 30,577
評価・換算差額等合計		△ 30,657	△ 30,577
純 資 産 の 部 合 計		100,553	103,482
負債及び純資産の部合計		2,432,231	2,404,854

損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	令和6年度 (6年4月1日～7年3月31日)	令和7年度 (7年4月1日～8年3月31日)
経 常 収 益	22,927	27,468
●資金運用収益	20,223	24,306
貸出金利息	10,246	12,238
預け金利息	930	1,566
コールローン利息	234	335
有価証券利息配当金	8,563	9,882
その他の受入利息	247	283
●役務取引等収益	2,148	2,084
受入為替手数料	746	753
その他の役務収益	1,401	1,330
その他業務収益	261	290
外国為替売却益	58	47
国債等債券売却益	16	21
国債等債券償還益	—	0
その他の業務収益	186	220
その他経常収益	294	786
貸倒引当金戻入益	244	198
●償却債権取立益	31	14
株式等売却益	16	563
金銭の信託運用益	—	3
その他の経常収益	2	6
経 常 費 用	19,669	23,600
●資金調達費用	2,244	5,970
預金利息	2,232	5,857
給付補填準備金繰入額	9	36
譲渡性預金利息	2	7
借入金利息	0	69
●役務取引等費用	1,214	1,248
支払為替手数料	94	98
その他の役務費用	1,119	1,149
その他業務費用	871	890
国債等債券売却損	869	552
国債等債券償還損	—	335
その他の業務費用	1	2
経 費	14,966	15,005
人 件 費	9,504	9,672
物 件 費	4,928	4,812
税 金	534	520
その他経常費用	372	484
株 式 等 償 却	21	—
その他の経常費用	351	484
経 常 利 益	3,258	3,867
特 別 利 益	0	2
固定資産処分益	0	2
特 別 損 失	11	12
固定資産処分損	11	10
●減 損 損 失	—	2
税引前当期純利益	3,247	3,857
法人税、住民税及び事業税	538	1,048
●法人税等調整額	171	△ 89
法人税等合計	709	959
当 期 純 利 益	2,537	2,898
繰越金(当期首残高)	14,299	16,790
当期末処分剰余金	16,836	19,689

資金運用収益
貸出金や有価証券利息など、資金を運用して得た収益です。

役務取引等収益
振込手数料や公共債・投資信託の窓販に伴う手数料など、お客さまにサービスを提供することにより受け入れた収益です。

償却債権取立益
過去に償却した貸出金を回収したものです。

資金調達費用
資金を調達するために支払った費用で、大部分は預金利息です。

役務取引等費用
お客さまにサービスを提供する一環として他機関等から受ける役務の対価として支払う手数料等の費用です。

減損損失
固定資産の減損会計の適用により、収益性が低下している対象資産の帳簿価額を引き下げ、損失計上したものです。

法人税等調整額
税効果会計の適用により当期に発生した税金の調整額です。繰延税金資産及び負債の前期と当期の差額を計上したものです。

損益計算書の注記事項

- (注) 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2.子会社との取引による収益総額 24百万円
子会社との取引による費用総額 14百万円
- 3.出資1口当たり当期純利益 1,244円45銭
- 4.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、2,043百万円であります。
- 5.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と合わせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位: 百万円)

科 目	令和6年度 (6年4月1日～7年3月31日)	令和7年度 (7年4月1日～8年3月31日)
当期末処分剰余金	16,836	19,689
繰越金(当期首残高)	14,299	16,790
当期純利益	2,537	2,898
積立金取崩額	—	—
剰 余 金 処 分 額	46	46
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	(年 4%) 46	(年 4%) 46
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	16,790	19,643

令和8年6月12日開催の第84期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書などの計算書類等は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受け適正、適法に作成されている旨の報告を受けております。本誌記載の、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書は上記の計算書類等に基づいて作成しております。

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月12日

瀬戸信用金庫

理事長

稲垣孝幸

貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|----------|
| 建物 | 8年 ～ 50年 |
| その他 | 4年 ～ 50年 |
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価値については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を以下のとおり計上しております。
- (1) 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全の債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。
- (2) 上記(1)以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を未保全の債権の帳簿価額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。
- 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。)に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。)に対する債権については、今後1年間の予想損失率を見込んで計上しております。これらの予想損失率は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については、債権額から担保の評価価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は286百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数値計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 数値計算上の差異 | 各発生年度の職員の平均残勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生年度から費用処理 |
|----------|---|
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和7年3月31日現在)
- | | |
|------------------------------|---------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855 百万円 |
| 年金財政計算上の数値債務の額と最低責任準備金の額との合計 | 1,828,746 百万円 |
| 差引額 | △ 31,890 百万円 |
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和7年3月分) 1,240.7%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金240百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 収益の計上方法
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取引等の国内為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
16. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
17. 重要な会計上の見積り
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。
- (1) 計算書類に計上した金額
- | | |
|-------|-----------|
| 貸倒引当金 | 3,503 百万円 |
|-------|-----------|
- (2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報(見積りの金額の算出方法)
- 貸倒引当金の算定方法は、注記事項8に記載しております。
- (見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)
- ①債務者区分の決定における債務者の業績予想については、入手可能な情報に基づく仮定をしております。

- ②正常先債権については総体として過去に有していた正常先債権、その他要注意先債権については総体として過去に有していたその他の要注意先債権、要管理先債権については総体として過去に有していた要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定をしております。
- (翌年度の計算書類に与える影響)
- 債務者区分の決定及び予想損失率の決定(予想損失率の決定における必要な修正を含む。)等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、外部環境や債務者の内部環境の変化により、債務者の将来の業績への影響が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 一百万円
19. 子会社の株式総額 25 百万円
20. 子会社に対する金銭債権総額 871 百万円
21. 子会社に対する金銭債務総額 3,041 百万円
22. 有形固定資産の減価償却累計額 26,636 百万円
23. 有形固定資産の圧縮記録帳 21 百万円
24. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等、営業用車両、電話設備、本部用諸設備については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
25. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準する債権額 | 5,963 百万円 |
| 危険債権額 | 25,954 百万円 |
| 三月上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 93 百万円 |
| 合計額 | 32,011 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準する債権に該当しないものであります。
- 三月上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権並びに三月上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形割引は、業種別委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,002百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | 90,543 百万円 |
| 有価証券 | |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 5,174 百万円 |
| 借入金 | 43,400 百万円 |
- 上記のほか、為替決済、手形交換所等の担保として、預け金131,000百万円、及び「その他資産」の「その他の資産」として現金14百万円を差入れております。
28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は56百万円であります。
29. 出資1口当たりの純資産額 44,545 円 99 銭
30. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、貸出先等の倒産や財務内容悪化などによってもたらされる信用リスクや、金利リスク、為替リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及びわずかながら事業推進目的でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- 金融商品に関わる金利リスク、為替リスクのヘッジ手段の一つとして為替予約取引等を行っております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、融資業務及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会や経営会議で審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行っており、それらの管理状況は定期的に開催する理事会やリスク管理委員会に報告・協議を行っております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続き等を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM・金利検討委員会やリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会及びリスク管理委員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は為替の変動リスクに関して、持高管理をするともに為替予約を利用して、個別案件ごととの管理も行っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議で資金運用計画を承認し、理事会、経営会議、リスク管理委員会に保有状況を報告しております。このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- また、保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
- これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において

定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行・ヘッジ有効性の評価・事務管理等に関する部門等を分離し、内部牽制を確立するとともに、ヘッジ取引取扱規程に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク・価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の金利リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で23,710百万円であります。

なお、当金庫ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。また、株式のうち非上場のものについてはリスク計測の対象外としております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫はALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

31. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金	379,806	375,506	△ 4,300
(2) 買 入 金 銭 債 権	3,288	3,273	△ 15
(3) 有 価 証 券			
その他有価証券（※1）	814,818	814,818	—
(4) 貸 出 金	1,147,857		
貸 倒 引 当 金（※2）	△ 3,503		
	1,144,353	1,147,962	3,608
金 融 資 産 計	2,342,267	2,341,560	△ 706
(1) 預 金 積 金	2,236,793	2,239,559	2,766
(2) 譲 渡 性 預 金	2,635	2,636	1
(3) 借 用 金	43,400	43,274	△ 125
金 融 負 債 計	2,282,828	2,285,470	2,642
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（※1）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸倒引当金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、仕組み預け金については、取引金融機関による評価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関による評価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。市場における取引価格が存在する投資信託は取引所の価格、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としております。

自金庫保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32. から34. に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期間を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(2) 譲渡性預金

一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(3) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約取引）であり、決算日における為替相場により円換算した評価差額によっております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融

商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式（※1）	25
非上場株式（※1）	206
組合出資金（※2）	28
合 計	259

（※1）子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

32. 令和8年3月31日における有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下34. まで同様であります。

（単位：百万円）

種 類	貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
株 式	33,160	17,602	15,558
債 券	9,624	9,602	21
国 債	—	—	—
地 方 債	3,307	3,301	6
社 債	6,316	6,301	14
そ の 他	59,756	50,843	8,912
小 計	102,541	78,048	24,492
株 式	2,193	2,415	△ 221
債 券	526,283	573,526	△ 47,242
国 債	49,711	58,743	△ 9,032
地 方 債	84,045	97,058	△ 13,013
社 債	392,526	417,724	△ 25,197
そ の 他	183,800	197,157	△ 13,357
小 計	712,277	773,099	△ 60,822
合 計	814,818	851,147	△ 36,329

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,699	561	—
債 券	5,246	—	550
国 債	—	—	—
地 方 債	3,147	—	330
社 債	2,098	—	220
そ の 他	516	22	—
合 計	7,462	584	550

34. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額するとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当事業年度における減損処理は行っておりません。

減損処理にあたっては、時価のある有価証券について、当事業年度末における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の場合には全て減損処理を行い、下落率が30%以上50%未満の場合において、当該下落が著しい下落に該当する場合には時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は84,510百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが75,780百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他の相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

（単位：百万円）

繰延税金資産		繰延税金負債		繰延税金資産の純額
項目	金額	項目	金額	
その他有価証券評価差額	10,344	固定資産圧縮積立額	322	
退職給付引当金	1,911	資産除去債務	9	
個別貸倒引当金及び貸出金	791			
減損損失	412			
賞与引当金	289			
減価償却費	209			
役員退職慰労引当金	74			
有価証券減損	43			
その他	575			
繰延税金資産小計	14,652			
評価性引当額	△ 5,976			
繰延税金資産合計	8,676	繰延税金負債合計	332	8,343

37. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産の金額は以下のとおりであります。

契約資産 35 百万円

主要な業務の状況を示す指標

主要な経営指標の推移

(単位: 百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
業 務 純 益 百万円	4,852	5,079	5,160	3,446	3,695
コ ア 業 務 純 益 百万円	4,961	5,253	5,356	4,299	4,562
経 常 収 益 百万円	22,020	21,636	21,497	22,927	27,468
経 常 利 益 百万円	4,710	3,828	4,741	3,258	3,867
当 期 純 利 益 百万円	3,317	2,900	3,422	2,537	2,898
出 資 総 額 百万円	1,209	1,209	1,168	1,164	1,163
出 資 総 口 数 千 口	2,419	2,418	2,336	2,329	2,323
純 資 産 額 百万円	124,228	112,452	121,946	100,553	103,482
総 資 産 額 百万円	2,570,838	2,571,055	2,530,778	2,432,231	2,404,854
預 金 積 金 残 高 百万円	2,161,530	2,182,786	2,200,460	2,225,721	2,236,793
貸 出 金 残 高 百万円	1,098,367	1,125,715	1,132,929	1,138,837	1,147,857
有 価 証 券 残 高 百万円	888,333	891,760	879,497	823,152	815,078
単体自己資本比率 %	12.48	12.28	12.29	13.22	13.40
出資に対する配当金 (出資1口当たり) 円	20	25	20	20	20
役 員 数 人	14	15	14	16	17
うち常勤役員数 人	12	13	12	14	15
職 員 数 人	1,236	1,196	1,159	1,119	1,111
会 員 数 人	61,370	60,460	57,599	57,535	57,538

(注) 単体自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づいて算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

業務粗利益

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 収 支	17,978	18,336
資金運用収益	20,223	24,306
資金調達費用	2,244	5,969
役 務 取 引 等 収 支	934	836
役務取引等収益	2,148	2,084
役務取引等費用	1,214	1,248
そ の 他 業 務 収 支	△ 609	△ 600
その他業務収益	261	290
その他業務費用	871	890
業 務 粗 利 益	18,303	18,572
業 務 粗 利 益 率	0.74%	0.77%

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和6年度 ー百万円、令和7年度 1百万円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
業 務 純 益	3,446	3,695
実 質 業 務 純 益	3,446	3,695
コ ア 業 務 純 益	4,299	4,562
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	4,238	4,205

- (注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位: 百万円、%)

		平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	令和6年度	2,470,834	20,223	0.81
	令和7年度	2,400,593	24,306	1.01
う ち 貸 出 金	令和6年度	1,118,810	10,246	0.91
	令和7年度	1,130,791	12,238	1.08
う ち 預 け 金	令和6年度	398,558	930	0.23
	令和7年度	339,916	1,566	0.46
う ち 有 価 証 券	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
う ち 有 価 証 券	令和6年度	872,815	8,563	0.98
	令和7年度	865,983	9,882	1.14
資 金 調 達 勘 定	令和6年度	2,366,595	2,244	0.09
	令和7年度	2,293,146	5,969	0.26
う ち 預 金 積 金	令和6年度	2,203,078	2,242	0.10
	令和7年度	2,227,474	5,893	0.26
う ち 譲 渡 性 預 金	令和6年度	3,857	2	0.05
	令和7年度	2,827	7	0.25
う ち 借 用 金	令和6年度	159,649	0	0.00
	令和7年度	63,344	69	0.10

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度 5,675百万円、令和7年度 5,680百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託見合額の平均残高(令和6年度 ー百万円、令和7年度 506百万円)及び利息(令和6年度 ー百万円、令和7年度 1百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

利鞘

(単位: %)

	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回	0.81	1.01
資 金 調 達 原 価 率	0.72	0.90
総 資 金 利 鞘	0.09	0.10

利益率

(単位: %)

	令和6年度	令和7年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.12	0.15
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.10	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

受取・支払利息の増減

(単位: 百万円)

		残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	令和6年度	△ 229	1,527	1,297
	令和7年度	△ 380	4,464	4,083
う ち 貸 出 金	令和6年度	10	137	147
	令和7年度	129	1,861	1,991
う ち 預 け 金	令和6年度	△ 169	620	450
	令和7年度	△ 270	906	636
うち 商品 有 価 証 券	令和6年度	—	—	—
	令和7年度	—	—	—
う ち 有 価 証 券	令和6年度	△ 468	923	455
	令和7年度	△ 77	1,396	1,318
う ち そ の 他	令和6年度	398	△ 153	244
	令和7年度	△ 162	298	136
支 払 利 息	令和6年度	12	1,696	1,708
	令和7年度	△ 45	3,770	3,724
う ち 預 金 積 金	令和6年度	14	1,681	1,695
	令和7年度	64	3,587	3,651
う ち 譲 渡 性 預 金	令和6年度	△ 1	2	0
	令和7年度	△ 2	7	5
う ち 借 用 金	令和6年度	△ 0	0	0
	令和7年度	△ 105	175	69
う ち そ の 他	令和6年度	—	12	12
	令和7年度	△ 1	0	△ 1

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

その他業務収支の内訳

(単位: 百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
外国為替売買損益	58	47
商品有価証券売買損益	—	—
国債等債券関係損益	△ 852	△ 866
金融派生商品関係損益	—	—
そ の 他	184	218
合 計	△ 609	△ 600

経費の内訳

(単位: 百万円)

区 分	令和6年度	令和7年度
人 件 費	9,504	9,672
	報酬給料手当	7,440
	退職給付費用	896
	そ の 他	1,168
物 件 費	4,928	4,812
	事務費	2,063
	固定資産費	1,246
	事業費	373
	人事厚生費	106
	減価償却費	817
	そ の 他	320
税 金	534	520
合 計	14,966	15,005

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位: 百万円)

	令和6年度	令和7年度
流 動 性 預 金	1,086,258	1,084,387
	うち有利息預金	910,724
定 期 性 預 金	1,116,101	1,142,420
	うち固定金利定期預金	1,004,948
	うち変動金利定期預金	66,474
そ の 他 の 預 金	718	666
計	2,203,078	2,227,474
譲 渡 性 預 金	3,857	2,827
合 計	2,206,935	2,230,301

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. その他の預金＝外貨預金＋非居住者円預金
4. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金者別残高

(単位: 百万円、%)

	令和6年度末		令和7年度末	
	預金残高	構 成 比	預金残高	構 成 比
個 人	1,564,236	(70.29)	1,580,560	(70.66)
法 人	477,754	(21.46)	482,966	(21.59)
金 融 機 関	546	(0.02)	366	(0.02)
公 金	183,184	(8.23)	172,901	(7.73)
合 計	2,225,721	(100.00)	2,236,793	(100.00)

会員・会員外別預金残高

(単位: 百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
会 員 預 金	620,284	636,818
会 員 外 預 金	1,605,436	1,599,974
合 計	2,225,721	2,236,793

定期預金残高

(単位: 百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
定 期 預 金	1,067,086	1,101,402
	固定金利定期預金	1,002,469
	変動金利定期預金	64,617
そ の 他	0	0

財形貯蓄残高

(単位: 百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
一 般 財 形	187	164
財 形 年 金	45	37
財 形 住 宅	27	28
合 計	260	229

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
手形貸付	53,894	53,116
証書貸付	1,008,147	1,020,709
当座貸越	51,050	52,969
割引手形	5,716	3,995
合 計	1,118,810	1,130,791

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
貸出金	1,138,837	1,147,857
うち変動金利	443,644	482,651
うち固定金利	695,193	665,205

預貸率

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
貸出金(A)	1,138,837	1,147,857
預金積金(B)	2,228,357	2,239,428
預貸率(A/B)	51.10%	51.25%
期中平均	50.69%	50.70%

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

会員・会員外別貸出金残高

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
会員貸出金	837,249	845,004
会員外貸出金	301,588	302,852
合 計	1,138,837	1,147,857

貸出金業種別内訳

(単位:先、百万円、%)

	令和6年度末			令和7年度末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	2,081	129,244	(11.34)	2,040	128,752	(11.21)
農業、林業	5	279	(0.02)	4	236	(0.02)
鉱業、採石業、砂利採取業	15	2,936	(0.25)	16	2,725	(0.23)
建設業	3,812	96,358	(8.46)	3,900	95,493	(8.31)
電気・ガス・熱供給・水道業	17	19,470	(1.70)	17	17,855	(1.55)
情報通信業	194	4,414	(0.38)	192	4,243	(0.36)
運輸業、郵便業	298	19,540	(1.71)	299	20,410	(1.77)
卸売業、小売業	2,481	104,131	(9.14)	2,459	101,874	(8.87)
金融業、保険業	73	52,840	(4.63)	69	49,085	(4.27)
不動産業	1,446	105,543	(9.26)	1,436	110,910	(9.66)
物品賃貸業	47	6,838	(0.60)	48	6,676	(0.58)
学術研究、専門・技術サービス業	505	14,510	(1.27)	521	16,767	(1.46)
宿泊業	9	2,312	(0.20)	8	2,303	(0.20)
飲食業	964	12,039	(1.05)	961	11,753	(1.02)
生活関連サービス業、娯楽業	416	11,168	(0.98)	433	10,862	(0.94)
教育、学習支援業	113	3,236	(0.28)	104	3,188	(0.27)
医療、福祉	590	24,540	(2.15)	594	24,948	(2.17)
その他のサービス	1,657	31,408	(2.75)	1,702	32,338	(2.81)
小 計	14,723	640,815	(56.26)	14,803	640,426	(55.79)
地方公共団体	13	235,802	(20.70)	14	240,485	(20.95)
個人	20,560	262,219	(23.02)	20,499	266,945	(23.25)
合 計	35,296	1,138,837	(100.00)	35,316	1,147,857	(100.00)

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 国外向け貸出金は国内向け貸出金と同様に業種別に区分し計数に含めております。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	1,002	1,012	—	1,002	1,012
	令和7年度	1,012	752	—	1,012	752
個別貸倒引当金	令和6年度	4,158	3,078	825	3,332	3,078
	令和7年度	3,078	2,751	388	2,690	2,751
合 計	令和6年度	5,160	4,091	825	4,335	4,091
	令和7年度	4,091	3,503	388	3,702	3,503

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものであります。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
住宅ローン残高	249,171	252,522
消費者ローン残高	13,048	14,423

貸出金及び債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	貸出金		債務保証見返	
	令和6年度末	令和7年度末	令和6年度末	令和7年度末
当金庫預金積金	7,205	6,670	244	202
有価証券	161	235	—	—
不動産	196,062	207,631	0	—
その他	399	380	279	182
計	203,829	214,918	523	384
信用保証協会・信用保険	232,655	233,229	24	24
保証	240,260	229,771	23	18
信用	462,091	469,936	0	0
合 計	1,138,837	1,147,857	571	427

代理貸付の内訳

(単位:百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
信金中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	0	0
独立行政法人住宅金融支援機構	2,964	2,603
独立行政法人福祉医療機構(年金貸付)	75	60
独立行政法人福祉医療機構(医療貸付)	—	—
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
合 計	3,039	2,664

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度末		令和7年度末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	430,982	(37.84)	443,321	(38.62)
運転資金	707,855	(62.15)	704,535	(61.37)
合 計	1,138,837	(100.00)	1,147,857	(100.00)

為替に関する指標

外国為替取扱高

(単位：千米ドル)

		令和6年度	令和7年度
買	易	124,795	122,897
買	易	38,473	39,045
合	計	163,268	161,942

内国為替取扱高

(単位：千件、百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
振込	仕向為替	2,984	1,991,046	3,029	2,141,029
	被仕向為替	3,978	2,401,179	4,012	2,564,045
代金取立	仕向為替	88	121,104	66	85,784
	被仕向為替	72	122,175	54	101,733
合	計	7,122	4,635,504	7,161	4,892,591

証券等に関する指標

商品有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
商	品	—	—	—	—
商	品	—	—	—	—
合	計	—	—	—	—

公共債引受額

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
国	債	—	—
地	方	—	—
政	府	—	—
合	計	—	—

有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国	債	38,990	42,010	49,711	50,656
地	方	100,164	110,892	87,353	104,148
社	債	410,569	446,275	398,842	432,926
株	式	21,115	13,884	35,585	16,122
外	国	204,976	218,506	186,144	217,523
そ	の	47,336	41,246	57,440	44,605
合	計	823,152	872,815	815,078	865,983

公共債窓販実績

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
国	債	—	315
個	人	1,889	2,388
地	方	—	—
合	計	1,889	2,703

預証率

(単位：百万円)

		令和6年度末	令和7年度末
有	価	823,152	815,078
預	金	2,228,357	2,239,428
預	証	36.93%	36.39%
率	期	39.54%	38.82%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

ディーリング実績・公共債

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度
長	期	—	—
中	期	—	—
地	方	—	—
そ	の	—	—
合	計	—	—

有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

		令和6年度末								令和7年度末							
		合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国	債	38,990	2,506	—	—	—	6,376	30,107	—	49,711	—	—	—	966	27,068	21,675	—
地	方	100,164	16,518	10,725	8,309	13,156	25,066	26,386	—	87,353	5,712	8,145	10,789	7,721	34,173	20,810	—
社	債	410,569	32,398	128,952	81,940	60,788	65,815	34,225	6,447	398,842	50,088	125,955	62,444	41,069	80,793	30,845	7,645
株	式	21,115	—	—	—	—	—	—	21,115	35,585	—	—	—	—	—	—	35,585
外	国	204,976	2,892	27,188	27,474	14,068	12,999	13,823	106,530	186,144	9,778	34,009	13,967	12,923	14,397	7,780	93,288
そ	の	47,336	7	—	359	58	8	—	46,902	57,440	—	266	65	28	—	—	57,079

有価証券の時価情報

※貸借対照表の「商品有価証券」「有価証券」を記載しております。

1. 売買目的有価証券

売買目的の有価証券はございません。

2. 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券はございません。

3. その他有価証券

(単位: 百万円)

	種 類	令和6年度末			令和7年度末		
		貸借対照表 計 上 額	取得原価 (償却原価)	差 額	貸借対照表 計 上 額	取得原価 (償却原価)	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価(償却原価) を超えるもの	株 式	18,154	10,714	7,439	33,160	17,602	15,558
	債 券	22,049	21,913	135	9,624	9,602	21
	国 債	2,007	2,003	3	—	—	—
	地 方 債	5,852	5,804	48	3,307	3,301	6
	社 債	14,189	14,105	84	6,316	6,301	14
	そ の 他	45,454	40,097	5,357	59,756	50,843	8,912
貸借対照表計上額が 取得原価(償却原価) を超えないもの	小 計	85,658	72,725	12,932	102,541	78,048	24,492
	株 式	2,739	3,351	△ 611	2,193	2,415	△ 221
	債 券	527,674	558,179	△ 30,504	526,283	573,526	△ 47,242
	国 債	36,983	41,380	△ 4,397	49,711	58,743	△ 9,032
	地 方 債	94,311	102,844	△ 8,532	84,045	97,058	△ 13,013
	社 債	396,379	413,954	△ 17,574	392,526	417,724	△ 25,197
合 計	そ の 他	206,841	221,480	△ 14,639	183,800	197,157	△ 13,357
	小 計	737,255	783,011	△ 45,755	712,277	773,099	△ 60,822
合 計		822,914	855,737	△ 32,822	814,818	851,147	△ 36,329

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 「その他」は、ユーロ円債、投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 子会社株式

当金庫が保有する子会社株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「5. 市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位: 百万円)

	令和6年度末	令和7年度末
	貸 借 対 照 表 計 上 額	貸 借 対 照 表 計 上 額
子 会 社 株 式	25	25
非 上 場 株 式	196	206
組 合 出 資 金	16	28
合 計	237	259

金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託

運用目的の金銭の信託はございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的の金銭の信託はございません。

3. その他の金銭の信託

その他の金銭の信託はございません。

デリバティブ取引

1. 金利関連取引

金利スワップ取引はございません。

2. 通貨関連取引

(単位: 百万円)

			令和6年度	令和7年度
			契約額等	契約額等
店 頭	為 替 予 約	売 建	595	841
		買 建	921	777

(注) 為替予約の時価及び評価損益につきましては、期末日に引き直しを行い、その損益を損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

3. その他のデリバティブ取引

その他のデリバティブ取引はございません。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

【主な分類商品】上場株式、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、基準価額を時価とする投資信託、預け金、買入金銭債権、預金積金等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの取引量が活発ではない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

【主な分類商品】私募債、仕組債、貸出金、借入金等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

1. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位: 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券(その他有価証券)	106,841	623,584	49,863	780,289
うち株式	35,310	44	—	35,354
国債	49,711	—	—	49,711
地方債	—	87,353	—	87,353
社債	—	397,829	1,013	398,842
その他の証券(*1)	21,820	138,356	48,850	209,027
金融資産計	106,841	623,584	49,863	780,289
デリバティブ取引(*2)	—	0	—	0
デリバティブ取引計	—	0	—	0

* 1：有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額は34,529百万円であります。

* 2：その他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

* 3：重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

2. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位: 百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
預け金	—	371,980	3,525	375,506
買入金銭債権	—	3,186	86	3,273
貸出金	—	—	1,151,466	1,151,466
金融資産計	—	375,167	1,155,078	1,530,245
預金積金	—	2,239,559	—	2,239,559
譲渡性預金	—	2,636	—	2,636
借入金	—	—	43,274	43,274
金融負債計	—	2,242,196	43,274	2,285,470

* 1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

* 2：重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(注) 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。なお、本開示事項は会計監査の対象外となります。したがって、記載内容はあくまで内部管理に基づく定義・分類方法等によるものです。

その他

役職員数の推移

(人員：人、年齢：才)

年 月	常勤役職員数									
	役 員	職 員							合 計	
		平均年齢	男 子	平均年齢	女 子	平均年齢	小 計	平均年齢		平均年齢
令和6年3月末	12	62.3	731	44.4	428	38.1	1,159	42.1	1,171	42.3
令和7年3月末	14	62.5	705	45.2	414	38.5	1,119	42.7	1,133	43.0
令和8年3月末	15	62.8	697	45.4	414	38.9	1,111	43.1	1,126	43.3

役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	417

(注) 1. 対象役員に該当する理事は14名、監事は3名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」302百万円、「賞与」37百万円、「退職慰労金」78百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第4号、第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号、第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、令和7年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■ 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	131,164	134,014
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,164	1,163
うち、利益剰余金の額	130,046	132,898
うち、外部流出予定額 (△)	46	46
うち、上記以外に該当するものの額	—	△ 2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,012	752
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,012	752
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	132,177	134,766
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	82	81
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	82	81
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	82	81
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)] (ハ)	132,094	134,684
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	967,317	973,172
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 14,057	△ 9,516
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	31,565	31,472
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	998,882	1,004,644
自己資本比率		
自己資本比率 [(ハ) / (ニ)]	13.22%	13.40%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定性的・定量的な開示事項

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は地域のお客さまからの出資金及び過去からの利益の積立てである利益剰余金等から構成されています。自己資本調達手段の概要は右の表のとおりです。

発行主体	資本調達手段の種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額
瀬戸信用金庫	普通出資	1,163百万円

(2) 信用金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- ① 自己資本の充実度について
- 当金庫の自己資本比率は令和8年3月末現在で13.40%と、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。
- ② 将来の自己資本充実策について
- 年度ごとに掲げる事業収支計画の達成により、そこから得られる利益を積上げ資本を充実させることを第一義的な施策として考えております。
- 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	967,317	38,692	973,172	38,926
1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	863,862	34,554	866,302	34,652
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,098	43	857	34
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	687	27	546	21
我が国の政府関係機関向け	1,554	62	1,219	48
地方三公社向け	1,289	51	1,265	50
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	77,155	3,086	70,677	2,827
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,963	118	3,124	124
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	319,699	12,787	320,946	12,837
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	43,500	1,740	43,904	1,756
トランザクター向け	983	39	968	38
不動産関連向け	241,609	9,664	227,238	9,089
自己居住用不動産等向け	126,995	5,079	122,686	4,907
賃貸用不動産向け	60,503	2,420	53,243	2,129
事業用不動産関連向け	54,109	2,164	51,308	2,052
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	10,349	413	12,310	492
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	8,976	359	11,080	443
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,384	55	1,171	46
取立未済手形	131	5	128	5
信用保証協会等による保証付	7,688	307	9,043	361
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	23,082	923	44,887	1,795
上記以外	125,452	5,018	120,825	4,833
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	75,314	3,012	71,015	2,840
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	18,846	753	18,723	748
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	6,226	249	6,470	258
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	751	30	751	30
上記以外のエクスポージャー	24,313	972	23,864	954
2) 証券化エクスポージャー	2,612	104	940	37
証券化	STC 要件適用分	—	—	—
	短期 STC 要件適用分	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	2,612	940	37
再証券化	—	—	—	—
3) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	114,882	4,595	115,430	4,617
ルック・スルー方式	114,882	4,595	115,430	4,617
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
4) 未決済取引	—	—	—	—
5) 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 14,057	△ 562	△ 9,516	△ 380
6) CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額（簡便法）	17	0	15	0
7) 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	31,565	1,262	31,472	1,258
BI	21,043	—	20,981	—
BIC	2,525	—	2,517	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	998,882	39,955	1,004,644	40,185

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引）によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4％

(3)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

① リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスク」と定義しております。

当金庫は、信用リスクを管理すべき重要なリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定するとともに、「信用リスク管理方針」を定め、広く役職員に理解と遵守を促しています。また、信用リスク管理の基本方針や手続等について「信用リスク管理要領」を制定し、信用リスク管理を徹底しております。

また、小口多数によるリスク分散を基本方針とするとともに、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、地区別など、さまざまな角度からのポートフォリオ管理や計測モデルを用いて信用リスク量を計測するなど、適切なリスク管理に努めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会が協議・検討を行うとともに、必要に応じて、理事会等に報告する体制を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

審査・与信管理にあたっては、営業推進部門、審査部門、与信監査部門を独立させることで、相互牽制が働く態勢としております。

② 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・カントリー・リスク・スコアについては、株式会社日本貿易保険を使用しております。
- ・投資信託(ファンド)については、運用会社の格付使用基準に従い分類されたリスク・ウェイトを適用しております。

○エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等は、以下のとおりです。

- ・金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向けエクスポージャー・法人等向けエクスポージャー
- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- なお、適格格付機関の参照方法は、以下のとおりです。
- a. 国内企業及び国内企業の海外子会社が発行する債券等は、上記①②を参照。両格付機関とも格付が付与されていない場合は、③を参照。
- b. 上記以外の債券等は、①②③を参照。
- ・投資信託(ファンド)に含まれるエクスポージャー
- 運用会社の格付使用基準に従い分類されたリスク・ウェイト

○信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別、業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフバランス取引		債 券		デリバティブ取引		延滞エクスポージャー	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国	内	2,315,792	2,271,609	1,241,247	1,213,795	580,092	583,128	23	31	11,649	12,582
国	外	105,342	101,811	—	—	105,097	101,594	—	—	—	—
地 域 別 合 計		2,421,135	2,373,420	1,241,247	1,213,795	685,190	684,722	23	31	11,649	12,582
製 造 業		268,748	276,104	133,066	132,529	130,861	135,163	0	0	3,300	3,187
農 業、林 業		299	255	299	255	—	—	—	—	2	—
鉱業、採石業、砂利採取業		3,641	3,431	2,940	2,731	700	700	—	—	284	283
建 設 業		122,302	121,404	106,709	105,778	14,897	14,508	—	—	990	1,246
電気・ガス・熱供給・水道業		122,056	113,859	19,539	17,923	98,778	92,159	—	—	—	—
情 報 通 信 業		10,857	10,923	4,671	4,514	5,101	5,500	—	—	77	72
運 輸 業、郵 便 業		73,962	78,635	20,121	20,955	50,076	54,139	—	—	301	146
卸 売 業、小 売 業		136,361	133,407	107,153	104,943	28,450	27,420	8	3	1,104	2,072
金 融 業、保 険 業		454,464	416,661	48,251	48,258	160,555	151,412	15	26	16	15
不 動 産 業		141,021	147,671	114,017	119,155	21,297	22,279	—	—	1,022	1,085
物 品 賃 貸 業		27,440	26,797	7,001	6,850	20,038	19,734	—	—	151	125
学術研究、専門・技術サービス業		14,889	17,373	14,889	17,373	—	—	—	—	23	26
宿 泊 業		2,325	2,315	2,313	2,303	—	—	—	—	2,102	2,120
飲 食 業		13,478	13,297	13,478	13,297	—	—	—	—	302	297
生活関連サービス業、娯楽業		13,329	13,392	12,710	12,471	600	900	—	—	8	8
教 育、学 習 支 援 業		3,527	3,468	3,427	3,367	100	100	—	—	4	4
医 療、福 祉		27,045	27,409	26,945	27,309	100	100	—	—	62	62
そ の 他 の サ ー ビ ス		35,111	35,964	34,419	35,082	599	499	—	—	278	177
国・地方公共団体等		655,828	627,414	321,101	284,753	153,033	160,103	—	—	—	—
個 人		245,700	251,248	245,700	251,248	—	—	—	—	1,605	1,647
そ の 他		48,745	52,384	2,487	2,688	—	—	—	—	8	2
業 種 別 合 計		2,421,135	2,373,420	1,241,247	1,213,795	685,190	684,722	23	31	11,649	12,582
1 年 以 下		260,305	284,346	143,744	145,685	54,637	66,255	23	31	—	—
1 年 超 3 年 以 下		359,464	320,383	47,484	48,608	169,672	172,735	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		203,210	211,473	78,079	113,480	122,130	92,854	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		224,226	185,891	130,315	114,579	93,743	69,311	—	—	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下		353,026	393,569	216,040	202,312	116,985	172,257	—	—	—	—
1 0 年 超		651,967	636,749	526,646	530,440	121,321	103,308	—	—	—	—
期間の定めのないもの		368,933	341,007	98,936	58,688	6,700	8,000	—	—	—	—
そ の 他		0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		2,421,135	2,373,420	1,241,247	1,213,795	685,190	684,722	23	31	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	1,002	1,012	—	1,002	1,012
	令和7年度	1,012	752	—	1,012	752
個別貸倒引当金	令和6年度	4,158	3,078	825	3,332	3,078
	令和7年度	3,078	2,751	388	2,690	2,751
合 計	令和6年度	5,160	4,091	825	4,335	4,091
	令和7年度	4,091	3,503	388	3,702	3,503

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものであります。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	1,087	954	859	1,087	1,087	954	—	—
農 業 、 林 業	2	—	2	2	2	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	12	9	2	12	12	9	—	—
建 設 業	296	332	319	296	296	332	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	4	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	4	—	—	4	4	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	140	16	133	140	140	16	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	244	280	1,125	244	244	280	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	241	280	251	241	241	280	—	—
物 品 賃 貸 業	86	85	91	86	86	85	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	1	1	1	1	—	—
宿 泊 業	766	703	1,148	766	766	703	—	—
飲 食 業	37	35	35	37	37	35	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2	1	2	2	2	1	—	—
教 育、学 習 支 援 業	0	0	0	0	0	0	—	—
医 療 、 福 祉	2	2	4	2	2	2	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	133	30	170	133	133	30	—	—
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	16	17	3	16	16	17	—	—
合 計	3,078	2,751	4,158	3,078	3,078	2,751	—	—

(注) 1. 当金庫は、会員の外国子会社への貸付けに対して個別貸倒引当金はございませんので「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	15,650	—	15,650	—	—	0.00%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	229,870	84,500	229,870	84,500	—	0.00%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	—	1,000	—	200	20.00%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	344,915	4,515	344,915	465	1,098	0.31%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	7,794	—	7,794	—	687	8.82%
我が国の政府関係機関向け	20,435	—	20,435	—	1,554	7.60%
地方三公社向け	8,531	—	8,521	—	1,289	15.13%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	340,789	15	340,789	15	77,155	22.63%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,414	—	11,414	—	2,963	25.96%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	594,553	43,599	572,133	7,154	319,699	55.18%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	69,879	160,085	61,823	3,427	43,500	66.66%
トランザクター向け	—	128,623	—	2,253	983	43.65%
不動産関連向け	371,796	—	368,523	—	241,609	65.56%
自己居住用不動産等向け	237,387	—	236,329	—	126,995	53.73%
賃貸用不動産向け	86,382	—	85,440	—	60,503	70.81%
事業用不動産関連向け	48,026	—	46,752	—	54,109	115.73%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	10,349	—	10,349	—	10,349	100.00%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,019	358	6,858	31	8,976	130.29%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,511	—	1,506	—	1,384	91.88%
取立未済手形	659	—	659	—	131	19.99%
信用保証協会等による保証付	190,365	1,915	189,310	191	7,688	4.05%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	23,082	—	23,082	—	23,082	100.00%
合 計					738,409	

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	13,970	—	13,970	—	—	0.00%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	246,163	43,400	246,163	43,400	—	0.00%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	—	1,000	—	200	20.00%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	341,411	4,514	341,411	464	857	0.25%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	6,385	—	6,385	—	546	8.56%
我が国の政府関係機関向け	17,072	—	17,072	—	1,219	7.14%
地方三公社向け	8,336	—	8,326	—	1,265	15.19%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	309,629	1,173	309,629	26	70,677	22.82%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,317	—	12,317	—	3,124	25.36%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	599,450	46,298	577,749	5,974	320,946	54.98%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	70,658	171,568	62,448	3,447	43,904	66.62%
トランザクター向け	—	135,988	—	2,218	968	43.65%
不動産関連向け	380,164	—	377,154	—	227,238	60.25%
自己居住用不動産等向け	242,364	—	241,259	—	122,686	50.85%
賃貸用不動産向け	88,469	—	87,340	—	53,243	60.96%
事業用不動産関連向け	49,330	—	48,553	—	51,308	105.67%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	9,848	—	9,848	—	12,310	125.00%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	8,458	361	8,145	29	11,080	135.55%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,550	—	1,544	—	1,171	75.82%
取立未済手形	640	—	640	—	128	19.99%
信用保証協会等による保証付	184,021	1,857	183,081	185	9,043	4.93%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	34,529	—	34,529	—	44,887	130.00%
合 計					745,477	

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	15,650	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	314,370	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	339,887	—	—	5,492	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	917	6,877	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	4,888	15,546	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	2,071	—	—	6,449	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	255,865	—	76,530	—	—	—	1,001	—	—	2,003	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	4,607	—	6,807	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	155,029	—	—	—	—	—	3,011	—	—	234,358	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	8,747	—	—	—	—	—	347	—	2,131	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	121	—	—	—	—	—	—	—	2,131	—	—	—	—
不動産関連向け	—	10	—	36,483	8,994	41,912	105	8,011	132	13,668	463	13,552	14,815	1,164	6,305	69
自己居住用不動産等向け	—	10	—	36,420	8,994	23,221	105	—	132	13,668	—	—	14,815	—	—	69
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	18,691	—	8,011	—	—	463	13,552	—	1,164	6,305	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	450	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	152	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	659	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	112,616	76,885	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	790,403	99,319	—	469,906	8,994	118,442	105	8,011	132	18,028	463	15,684	251,627	1,164	6,305	69

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和 6 年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,650
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	314,370
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	345,380
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,794
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,435
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,521
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,403	—	—	—	340,804
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,414
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	4,306	—	103,198	—	—	79,353	—	—	—	—	—	—	—	30	579,287
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	53,487	—	—	—	—	536	—	—	—	—	—	—	—	—	65,251
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,253
不動産関連向け	141,685	11,946	—	—	3,622	765	—	20,434	17,952	38	—	26,385	—	—	—	368,523
自己居住用不動産等向け	133,475	5,415	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	236,329
賃貸用不動産向け	—	6,531	—	—	—	765	—	20,434	—	—	—	9,520	—	—	—	85,440
事業用不動産関連向け	8,210	—	—	—	3,622	—	—	—	17,952	38	—	16,865	—	—	—	46,752
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,349	—	—	—	10,349
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	1,747	—	—	—	—	4,665	—	—	—	6,889
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	1,353	—	—	—	—	—	—	—	—	1,506
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	659
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	189,501
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,082	—	—	23,082
合 計	141,685	69,740	—	103,198	3,622	765	82,991	20,434	17,952	38	—	46,804	23,082	—	30	2,299,008

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	13,970	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	289,563	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	337,589	—	—	4,285	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	917	5,467	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	4,881	12,191	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,998	—	—	6,327	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	226,196	—	76,052	—	—	—	—	—	—	2,003	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	5,710	—	6,607	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	167,862	—	—	—	—	—	1,463	—	—	221,084	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	9,173	—	—	—	—	—	209	—	2,099	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	118	—	—	—	—	—	—	—	2,099	—	—	—	—
不動産関連向け	—	9	—	39,861	9,291	46,636	60	8,768	117	13,465	609	14,758	48,915	1,049	7,117	21
自己居住用不動産等向け	—	9	—	39,817	9,291	22,469	60	—	117	13,465	—	—	48,915	—	—	21
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	24,166	—	8,768	—	—	609	14,758	—	1,049	7,117	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	21	—	—	—	—	—	—	—	—	285	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	159	—	—	—	—	—	—	—	—	491	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	640	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	92,829	90,437	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	741,751	108,105	—	455,529	9,291	122,688	60	8,768	117	15,138	609	16,857	272,780	1,049	7,117	21

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,970
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	289,563
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	341,875
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,385
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,072
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,326
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,403	—	—	—	309,655
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,317
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	5,208	—	104,952	—	—	83,121	—	—	—	—	—	—	—	30	583,724
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	53,494	—	—	—	—	920	—	—	—	—	—	—	—	—	65,896
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,218
不動産関連向け	102,992	24,552	—	—	5,902	212	—	18,266	21,774	304	—	12,465	—	—	—	377,154
自己居住用不動産等向け	91,617	15,474	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	241,259
賃貸用不動産向け	—	9,078	—	—	—	212	—	18,266	—	—	—	3,311	—	—	—	87,340
事業用不動産関連向け	11,374	—	—	—	5,902	—	—	—	21,774	304	—	9,154	—	—	—	48,553
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,848	—	—	—	9,848
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	1,735	—	—	—	—	6,132	—	—	—	8,174
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	893	—	—	—	—	—	—	—	—	1,544
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	640
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	183,267
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,529	—	—	34,529
合 計	102,992	83,256	—	104,952	5,902	212	86,670	18,266	21,774	304	—	33,849	34,529	—	30	2,252,628

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,412,181	92,373	92.358	1,495,347
40%～70%	429,945	130,770	12.311	435,030
75%	77,171	30,047	10.187	69,740
80%	—	—	—	—
85%	114,239	18,031	11.664	103,198
90%～100%	94,691	23,468	10.060	87,379
105%～130%	38,921	—	—	38,424
150%	47,971	296	11.031	46,804
250%	23,082	—	—	23,082
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,238,204	294,988		2,299,008

(単位:百万円、%)

令和7年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,404,333	52,327	84.495	1,446,341
40%～70%	413,449	136,471	11.103	416,567
75%	90,550	34,316	1.019	83,256
80%	—	—	—	—
85%	115,400	20,812	11.135	104,952
90%～100%	99,634	24,895	9.843	92,786
105%～130%	40,679	—	—	40,344
150%	34,712	349	10.729	33,849
250%	34,529	—	—	34,529
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,233,290	269,172		2,252,628

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、当金庫は、信用リスクを軽減するため、融資案件によっては、不動産等担保や信用保証協会等保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」「融資事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な保証には、政府保証等と、保証基金、信販会社、損害保険会社等の民間保証があります。民間保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		20,645	20,985	32,127	69,542	—	—
現金		—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	1,000	1,000	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	917	917	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	4,888	4,881	—	—
地方三公社向け		—	—	1,506	1,505	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		3,887	3,723	24	24	—	—
特定貸付債権向け		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		15,369	16,170	8,747	9,173	—	—
トランザクター向け		10,609	11,380	121	118	—	—
不動産関連向け		1,077	673	14,864	51,367	—	—
自己居住用不動産等向け		191	146	14,801	51,323	—	—
賃貸用不動産向け		201	221	—	—	—	—
事業用不動産関連向け		685	305	63	43	—	—
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	—
A D C 向け		—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		154	310	25	21	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		4	4	152	651	—	—
取立未済手形		—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付		151	103	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		—	—	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引については、原則ヘッジ目的とし、ヘッジ目的以外で実施する場合は、その目的及び管理方針・手続等について、経営会議等の承認を受け行う方針としております。

お客さまの外国為替等にかかるリスクヘッジにお応えするため、外国為替関連取引として為替先物予約取引を行っており、また当金庫がその取引のリスクをヘッジする目的にも、同取引を行っております。

派生商品取引には、市場の変動により、損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能となることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスク取引への対応は、派生商品取引により被るリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引（為替先物予約取引）については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定、必要に応じて担保を徴求するなど、適切な保全措置を講じております。

その他、長期決済期間取引は該当ありません。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	令和 6 年度	令和 7 年度
	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	8	15
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
派 生 商 品 取 引	23	31	23	31
外 国 為 替 関 連 取 引	23	31	23	31
合 計	23	31	23	31

(注) グロス再構築コストの額は、0 を下回らないものに限っております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券等に組み替え、第三者に売却して流動化する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

一般的には、証券化取引における原資産の所有者であるオリジネーターと、証券化エクスポージャーを含む金融商品等に投資する投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、オリジネーター業務は原則行わない方針としており、主に有価証券等への投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

投資家としての証券化取引にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて経営会議等に諮り、適切なリスク管理に努めることとしております。また、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものに限定するなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

② 自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関する投資適格性の調査やモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の検証を経たうえで、「資金運用基準」及び「融資審査権限規程」に定める決裁権限規定により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を当該証券化エクスポージャーを購入した信託銀行、証券会社等から半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

③ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

④ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

⑤ 信用金庫の子法人等(連結子法人等を除く)のうち、当該信用金庫が行った証券化取引(信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫はオリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等(連結子法人等を除く)は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

⑥ 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等に関する経理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った、適正な処理を行っております。

⑦ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)

なお、適格格付機関の参照方法は、以下のとおりです。

- a. 国内企業及び国内企業の海外子会社が発行する債券等は、上記①②を参照。両格付機関とも格付が付与されていない場合は、③を参照。
- b. 上記以外の債券等は、①②③を参照。

● オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

証券化エクスポージャーに関する事項はございません。

● 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

○ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

①証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	8,292	—	3,468	—
法人向けローン	8,292	—	3,468	—

②再証券化エクスポージャーの保有はございません。

○ 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

①証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%～50%未満	8,292	—	3,468	—	104	—	37	—
合 計	8,292	—	3,468	—	104	—	37	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

②再証券化エクスポージャーの保有はございません。

● 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無に関する事項はございません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを「当金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しております。

当金庫は、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）は可能な限り回避すべきリスクとして、管理体制や管理方針を定め、リスクを認識・評価し、リスクの顕在化の未然防止と発生時の影響度の極小化に努めております。

オペレーショナル・リスクのうち事務リスクについては、定期的な自主点検を実施するなど、常に事務リスク発生の危険度を把握し、事故の未然防止に万全の態勢をとっております。また、担当部署で事務リスクに関する情報の共有化を図り、必要に応じて随時、有効な対策を講じております。

システムリスクについては、重要システムを中心にシステム障害の未然防止策や障害発生時の復旧態勢を整え、リスクの排除・低減、また業務中断による影響の軽減・緩和を図っております。さらに、データの厳正管理のための物理的防止策を講じるなど、情報資産保護にも努めております。

その他のリスクについては、法務リスク（コンプライアンスリスク等）は、コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス研修の実施をはじめ、コンプライアンス事案に対する再発防止策の徹底とフォローを行い、全役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を行っております。また、お客様相談所の設置による苦情に対する適切な対応、個人情報保護管理協議会設置による個人を始めとした顧客情報保護や情報セキュリティ態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。また、利益相反管理については、利益相反管理方針に基づいた態勢整備を行いお客さまの利益保護に努めております。

その他、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、情報資産保護、マネロン・テロ資金供与、反社会的勢力対策についても各々方針を定め所管部が発生防止に向けた取組みを進めております。

また、これらのリスクについては、リスク管理委員会等、各種委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等に報告する体制を整備しております。

② オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の概要

a. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称及び算出方法

自己資本比率告示第304条に基づく標準的計測手法により算出しております。オペレーショナル・リスク相当額はBICの額にILMを乗じて算出しております。なお、BICの額はBIにBIの額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

b. BIの算出方法

BIの額は自己資本比率告示第305条に基づき金利要素（預金取引等の規模）、役務要素（役務取引等の規模）、金融商品要素（金融商品取引の規模）の直近3年間の平均値を算出し、各要素を合計して算出しております。

c. ILMの算出方法

ILMは自己資本比率告示第306条に基づき「1」を使用しております。

d. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

e. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

(8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、上場不動産投資信託、株式関連投資信託等が該当します。そのうち、上場株式、上場優先出資証券、上場不動産投資信託、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及びVaRによるリスク計測により把握し、毎月リスク管理委員会で評価・検討するとともに、運用状況に応じて経営会議等に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式等に関しては、当金庫が定める「自己査定規程」等に基づいた適切な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、必要に応じて経営会議等に諮り、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等に関する経理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った処理を行っております。

また、不動産投資法人への出資等にかかるリスク・ウェイトについては、上場不動産投資法人は株式等エクスポージャー、非上場不動産投資法人は自己資本比率告示第70条の5の規定により算出しております。（リスク・ウェイトのみなし計算）

○貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	34,711	34,711	57,174	57,174
非 上 場 株 式 等	11,896	—	11,906	—
合 計	46,607	—	69,081	—

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	7,981	18,901

○出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	16	563
売 却 損	—	—
償 却	21	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額はございません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	143,878	128,192
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 銀行勘定における金利リスクに関する事項

① リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債（預金、貸出金、投資有価証券等）の経済価値や、金融資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク」を言います。

金利リスクについては、ΔEVE（注1）およびΔNII（注2）を複数の金利シナリオに基づき算出しているほか、VaRなどの指標を併用して管理しております。

こうして把握する金利リスクの状況は、月次で開催するリスク管理委員会において評価するとともに、リスク削減手法を講じる必要性も検討しております。

（注1）ΔEVE・・・金利ショックに対する現在価値の減少額

（注2）ΔNII・・・金利ショックに対する期間収益の減少額

② 金利リスク算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

○開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項	
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	4.70年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	10年
流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提	普通預金など満期の無い流動性預金については、内部モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追随率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を使用しております。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨ごとに算出した金利リスクの正値を単純合算しております。
スプレッドに関する前提	スプレッド及びその変動は考慮していません。
内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	当金庫では、コア預金の算出に内部モデルを使用しております。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	ΔEVEは、前事業年度末から減少しました。 なお、金利リスクの算定にかかる前提に変更はありません。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の重要性テスト（ΔEVE／自己資本の額）の結果は基準値である自己資本の20%以内に収まっております。さらに、複数の指標によるモニタリング、ストレステストの実施、市場環境が急変した場合の対応策の検討等を定期的の実施するなど、適切にコントロールを行っております。

○当金庫が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項					
金利ショックに関する説明	金利リスクについては、VaR（過去一定期間における金利上昇幅に基づき将来発生し得る最大損失を確率的に算出する方法）に基づき月次でリスク量を計測し、信用リスクやその他のリスクとともに、統合的リスク管理の枠組みの中で、自己資本に対して許容可能な水準に収まるように管理しております。				
金利リスク計測の前提及びその意味	○市場リスクのVaR（単位：百万円） <table><tr><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td>15,847</td><td>23,710</td></tr></table> ・VaR計測の前提 ①有価証券：観測期間1年、信頼区間99%、保有期間2か月 ②預け金：観測期間1年、信頼区間99%、保有期間6か月 ③貸出金・預積金等：観測期間5年、信頼区間99%、保有期間1年 預貸金VaRの計測において、コア預金内部モデルを使用しております。 ※有価証券のVaRは、債券と株式・投資信託との相関を考慮しています。また、運用勘定、調達勘定のリスク量を相殺しております。	令和6年度	令和7年度	15,847	23,710
令和6年度	令和7年度				
15,847	23,710				

○金利リスクの状況

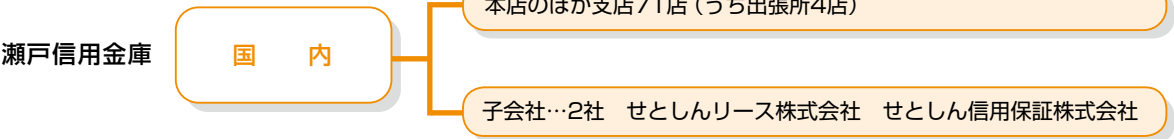
（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	15,656	19,405	953	1,185
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	8,831	8,273		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	15,656	19,405	953	1,185
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	134,684		132,094	

（注）1. 連結の金利リスク量については、当金庫の関連会社の資産及び負債が、総資産及び総負債に対して極めて小さいことから、単体と同じ数値としているため、単体のみを表示しております。

当金庫及び連結子会社の主要な事業の内容及び組織の構成

瀬戸信用金庫グループは、当金庫、子会社2社で構成され、信用金庫業務を中心にリース業務、保証業務などの金融サービスを提供しております。



○子会社等の状況 (令和8年3月末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
せとしんリース株式会社	愛知県尾張旭市三郷町栄46番地	総合リース業務	昭和60.4.1	20百万円	100%	0%
せとしん信用保証株式会社	愛知県尾張旭市三郷町栄46番地	信用保証業務	昭和60.11.5	10百万円	100%	0%

(注) 上記の子会社2社は令和8年4月20日に当金庫本店営業部2階(瀬戸市東横山町119番地の1)へ移転いたしました。

当金庫及び連結子会社の事業の概況

当連結会計年度の業績は次のとおりです。

預金積金の期末残高は2兆2,363億円、貸出金の期末残高は1兆1,469億円となりました。また、連結総資産は270億円減少の2兆4,063億円、連結純資産は29億円増加の1,062億円となりました。

収益の状況につきましては、連結経常利益は5億円増加し、38億92百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3億円増加し、28億81百万円となりました。

連結自己資本比率につきましては、0.18ポイント上昇し、13.66%となりました。

連結子会社の事業概況

○せとしんリース株式会社

項目	令和7年度
業績	
当期末契約先数	474先
期中新規契約件数	197件
期中新規契約額	872百万円

項目	令和7年度
損益	
売上高	1,050百万円
経常利益	33百万円
当期純利益	29百万円

・事業の概況

令和7年度におけるわが国経済は、全体として緩やかな回復基調にあるものの、一方で海外経済の減速や原油価格、為替の変動、関税に伴う通商摩擦の激化等が日本経済に下押し圧力をかけました。愛知県内では、自動車関連産業が多く、自動車の電動化、EV、電池関連への投資は中長期的に必要とされており、構造転換に向け、前年度に引き続きニーズが高いと考えます。

当社は母体金庫の取引先企業を中心に積極的な営業活動を展開してまいりましたが、当期中のリース新規契約は、取扱件数197件で前期比5件減少、新規契約額は8億72百万円で前期比2億1百万円の減少となりました。損益面につきましては、営業収益(売上高)は10億50百万円と前期比7百万円の増収となりました。

当期純利益は29百万円と前期比7百万円の増益となりました。

○せとしん信用保証株式会社

項目	令和7年度
業績	
期中新規保証取扱実績	298件
期中新規保証取扱額	9,175百万円
保証件数	9,323件
保証残高	128,547百万円

項目	令和7年度
損益	
売上高	163百万円
経常利益	109百万円
当期純利益	74百万円

・事業の概況

国土交通省が発表した2025年度全国着工新設住宅戸数は74万667戸と前年比6.5%減少、愛知県においても5万1,482戸で前年比8.3%減少しました。東海地方の住宅投資においては、住宅ローン金利引上げ、部材の高騰などにより、引き続き弱含みで推移する中、金融機関の住宅ローン獲得競争は厳しさを増しております。

こうした状況下、当社の当期中の新規保証取扱実績は、前期比57件の増加、取扱額は29億46百万円増加しました。

住宅ローン期末保証実績は、前期比239件の減少、保証残高は9億16百万円減少しました。

収益面につきましては、当期純利益74百万円を計上し、前期比21百万円の減益となりました。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益	22,961	22,455	22,333	23,696	28,485
連結経常利益	4,784	3,790	4,763	3,302	3,892
親会社株主に帰属する当期純利益	3,329	2,812	3,401	2,528	2,881
連結純資産額	127,007	115,168	124,665	103,291	106,235
連結総資産額	2,571,569	2,572,111	2,532,100	2,433,391	2,406,310
連結自己資本比率	12.76%	12.54%	12.54%	13.48%	13.66%

(注) 1. 連結自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (7年3月31日現在)	令和7年度 (8年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	14,855	11,836
預 け 金	409,573	379,806
買 入 金 銭 債 権	4,877	3,288
有 価 証 券	823,127	815,053
貸 出 金	1,137,765	1,146,985
外 国 為 替	322	834
そ の 他 資 産	18,233	20,002
有 形 固 定 資 産	23,512	23,265
建 物	6,934	6,553
土 地	14,192	14,093
リ ー ス 資 産	618	447
建 設 仮 勘 定	—	300
その他の有形固定資産	1,767	1,871
無 形 固 定 資 産	89	82
ソフトウェア	5	—
その他の無形固定資産	83	82
繰 延 税 金 資 産	4,726	8,408
債 務 保 証 見 返	571	427
貸 倒 引 当 金	△ 4,264	△ 3,680
うち個別貸倒引当金	△ 3,211	△ 2,888
資 産 の 部 合 計	2,433,391	2,406,310

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (7年3月31日現在)	令和7年度 (8年3月31日現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	2,225,169	2,236,344
譲 渡 性 預 金	535	535
借 用 金	84,500	43,400
外 国 為 替	0	45
そ の 他 負 債	10,789	10,822
賞 与 引 当 金	941	1,020
役 員 賞 与 引 当 金	27	42
退職給付に係る負債	6,973	6,733
役員退職慰労引当金	238	262
睡眠預金払戻損失引当金	128	117
偶 発 損 失 引 当 金	223	322
債 務 保 証	571	427
負 債 の 部 合 計	2,330,099	2,300,074
(純資産の部)		
出 資 金	1,164	1,163
資 本 剰 余 金	1,078	1,078
利 益 剰 余 金	131,706	134,573
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 2
会 員 勘 定 合 計	133,949	136,813
その他有価証券評価差額金	△ 30,657	△ 30,577
評価・換算差額等合計	△ 30,657	△ 30,577
純 資 産 の 部 合 計	103,291	106,235
負債及び純資産の部合計	2,433,391	2,406,310

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (6年4月1日～7年3月31日)	令和7年度 (7年4月1日～8年3月31日)
経 常 収 益	23,696	28,485
資金運用収益	20,120	24,182
貸 出 金 利 息	10,236	12,229
預 け 金 利 息	928	1,561
コールローン利息	234	335
有価証券利息配当金	8,472	9,771
その他の受入利息	247	283
役務取引等収益	2,302	2,229
その他業務収益	261	290
その他経常収益	1,012	1,782
経 常 費 用	20,394	24,592
資金調達費用	2,242	5,965
預 金 利 息	2,231	5,856
給付補填備金繰入額	9	36
譲渡性預金利息	0	2
借 用 金 利 息	0	69
役務取引等費用	1,212	1,246
その他業務費用	871	891
経 常 経 常 費	15,094	15,125
その他経常費用	973	1,364
その他の経常費用	973	1,364
経 常 利 益	3,302	3,892
特 別 利 益	0	2
固定資産処分益	0	2
特 別 損 失	11	12
固定資産処分損	11	10
減 損 損 失	—	2
税金等調整前当期純利益	3,291	3,882
法人税、住民税及び事業税	578	1,095
法人税等調整額	183	△ 94
法人税等合計	762	1,000
当期純利益	2,528	2,881
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	2,528	2,881

連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (6年4月1日～7年3月31日)	令和7年度 (7年4月1日～8年3月31日)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	1,078	1,078
資本剰余金増加高	—	—
そ の 他	—	—
資本剰余金減少高	—	—
そ の 他	—	—
資本剰余金期末残高	1,078	1,078
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	129,223	131,738
利益剰余金増加高	2,528	2,881
親会社株主に帰属する当期純利益	2,528	2,881
利益剰余金減少高	46	46
配 当 金	46	46
利益剰余金期末残高	131,706	134,573

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

信用金庫法開示債権

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,302	6,029
危険債権	25,109	25,961
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	97	93
小計(A)	30,509	32,084
正常債権(B)	1,111,031	1,118,690
総与信残高(A)+(B)	1,141,540	1,150,775

(注)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。せとしん信用保証㈱については保証債務求償権を、せとしんリース㈱についてはリース投資資産、転リース投資資産及び未収リース料並びに解約損害未収金を債権として計上しております。

事業の種類別セグメント情報

当金庫及び連結子会社は信用金庫業務以外にリース業務、保証業務などを営んでいますが、これらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は掲載しておりません。

連結貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|----------|
| 建物 | 8年 ～ 50年 |
| その他 | 4年 ～ 50年 |
- 連結される子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、子会社のソフトウェアについては、連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 当金庫の外貸建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を以下のとおり計上しております。
- (1) 与価額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全の債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
- (2) 上記(1)以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を未保全の債権の帳簿価額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。
- 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者（以下、「[要注意先]」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「[要管理先]」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「[正常先]」という）に対する債権については、今後1年間の予想損失率を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は286百万円であります。
- 連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。
9. 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員貸与引当金は、役員への貸与の支払いに備えるため、役員に対する貸与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---|
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法とし、それぞれ発生した連結会計年度から損益処理 |
|----------|---|
- 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しております。
- 当金庫及び連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫及び連結される子会社の拠出に対する年金償還の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の横立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫及び連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の横立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|---------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855 百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746 百万円 |
| 差引額 | △ 31,890 百万円 |
- (2) 制度全体に占める当金庫及び連結される子会社の掛金拠出割合（令和7年3月分）
- | | |
|--|---------|
| | 1.2520% |
|--|---------|
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫及び連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金240百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に集めることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫及び連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じ発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 収益の計上方法
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「[受入為替手数料]」「[その他の受入手数料]」「[その他の役務取引等収益]」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等内国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
16. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
17. 重要な会計上の見積り
- 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。
- (1) 連結財務諸表に計上した金額
- | | |
|-------|-----------|
| 貸倒引当金 | 3,679 百万円 |
|-------|-----------|

- (2) 見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報
- (見積りの金額の算出方法)
- 貸倒引当金の算定方法は、注記事項8に記載しております。
- (見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)
- ①債務者区分の決定における債務者の業績予想については、入手可能な情報に基づく仮定をしております。
- ②正常先債権については総体として過去に有していた正常先債権、その他要注意先債権については総体として過去に有していたその他の要注意先債権、要管理先債権については総体として過去に有していた要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定をしております。
- (翌年度の計算書類に与える影響)
- 債務者区分の決定及び予想損失率の決定（予想損失率の決定における必要な修正を含む。）等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、外部環境や債務者の内部環境の変化により、債務者の将来の業績への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。
- 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 - 百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 26,713 百万円
- 有形固定資産の圧縮総帳額 21 百万円
- 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等、営業用車両、電話設備、本部用諸設備については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息、仮払金、債務保証見返、保証債務求償権、リース投資資産、転リース投資資産及び未収リース料並びに解約損害未収金の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 6,029 百万円 |
| 危険債権額 | 25,961 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | - 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 93 百万円 |
| 合計額 | 32,084 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,002百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | 90,543 百万円 |
| 有価証券 | |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 5,174 百万円 |
| 貸出金 | 43,400 百万円 |
- 上記のほか、為替決済、手形交換所等の担保として、預け金131,000百万円、及び「その他資産」の「その他の資産」として現金14百万円を差入しております。
25. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は56百万円であります。
26. 出資1口当たりの純資産額 45,731 円 73 銭
27. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、貸出金等の倒産や財務内容悪化などによってもたらされる信用リスクや、金利リスク、為替リスクに晒されております。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及びわずかながら事業推進目的でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- 金融商品に関わる金利リスク・為替リスクのヘッジ手段の一つとして、為替予約取引等を行っております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫グループは、融資限度及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会や経営会議で審議、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行っており、それらの管理状況は定期的に開催する理事会やリスク管理委員会へ報告・協議を行っております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続き等を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM・金利検討委員会やリスク管理委員会において実施状況の把握、確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会及びリスク管理委員会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫グループは為替の変動リスクに関して、持高管理をするとともに為替予約等を利用して、個別案件ごとの管理も行っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議で半期ごとの資金運用計画を承認し、理事会、経営会議、リスク管理委員会に保有状況を報告しております。
- このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- また、保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
- これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(ⅳ)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行・ヘッジ有効性の評価・事務管理等に関する部門等を分離し、内部率制を確立するとともに、ヘッジ取引取扱規程に基づき実施しております。

(ⅴ)市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク・価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借入金」であります。当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債の金利リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのV a Rは分散共分散法により算出しており、令和8年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で23,710百万円であります。

なお、当金庫グループではモデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実行しております。なお、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。また、株式のうち非上場のものについてはリスク計測の対象外としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループはA L Mを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

28. 金融商品の時価等に関する事項

令和8年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。また、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金	379,806	375,506	△ 4,300
(2) 買 入 金 銭 債 権	3,288	3,273	△ 15
(3) 有 価 証 券			
その他有価証券(※1)	814,818	814,818	—
(4) 貸 出 金	1,146,985		
貸 倒 引 当 金 (※2)	△ 3,503		
	1,143,481	1,147,093	3,612
金 融 資 産 計	2,341,395	2,340,691	△ 703
(1) 預 金 積 金	2,236,344	2,239,110	2,766
(2) 譲 渡 性 預 金	535	535	0
(3) 借 入 金	43,400	43,274	△ 125
金 融 負 債 計	2,280,279	2,282,921	2,641
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(※1) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、仕組み預け金については、取引金融機関による評価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関による評価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。市場における取引価格が存在する投資信託は、取引所の価格、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としております。

自金庫保証私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から31.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権時価計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(2) 譲渡性預金

一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(3) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約取引）であり、決算日における為替相場により円換算した評価差額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (※1)	206
組 合 出 資 金 (※2)	28
合 計	234

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基き、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

29. 令和8年3月31日における有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下33.まで同様であります。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	連 結 貸 借 対 照 表	取 得 原 価	差 額
連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え る も の	株 式	33,160	17,602	15,558
	債 券	9,624	9,602	21
	国 債	—	—	—
	地 方 債	3,307	3,301	6
	社 債	6,316	6,301	14
	そ の 他	59,756	50,843	8,912
	小 計	102,541	78,048	24,492
連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 が 取 得 原 価 を 超 え な い も の	株 式	2,193	2,415	△ 221
	債 券	526,283	573,526	△ 47,242
	国 債	49,711	58,743	△ 9,032
	地 方 債	84,045	97,058	△ 13,013
	社 債	392,526	417,724	△ 25,197
	そ の 他	183,800	197,157	△ 13,357
	小 計	712,277	773,099	△ 60,822
合 計		814,818	851,147	△ 36,329

30. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売 却 益 の 合 計 額	売 却 損 の 合 計 額
株 式	1,699	561	—
債 券	5,246	—	550
国 債	—	—	—
地 方 債	3,147	—	330
社 債	2,098	—	220
そ の 他	516	22	—
合 計	7,462	584	550

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。

当連結会計年度における減損処理は行っておりません。

減損処理にあたっては、時価のある有価証券について、当連結会計年度末における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の場合には全て減損処理を行い、下落率が30%以上50%未満の場合において、当該下落が著しい下落に該当する場合には時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は84,510百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが75,780百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 6,015 百万円
未積立退職給付債務	△ 6,015
未認識数理計算上の差異	△ 717
連結貸借対照表計上額の純額	△ 6,733
退職給付に係る負債	△ 6,733

34. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産の金額は以下のとおりであります。

契約資産 33 百万円

連結損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資 1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益 1,239円 25 銭
3. 「収益認識に関する会計基準」に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計期間の顧客との契約から生じる収益は、2,194 百万円であります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において重要な会計方針と合わせて注記しております。

■ 連結における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位: 百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	133,903	136,766
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,243	2,242
うち、利益剰余金の額	131,706	134,573
うち、外部流出予定額 (△)	46	46
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 2
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,052	791
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,052	791
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	134,955	137,558
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	89	82
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	89	82
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	89	82
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)] (ハ)	134,866	137,475
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	968,668	974,785
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 14,057	△ 9,516
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	31,640	31,551
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,000,308	1,006,336
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 [(ハ) / (ニ)]	13.48%	13.66%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等である会社はございません。

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	968,668	38,746	974,785	38,991
1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	865,213	34,608	867,915	34,716
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,098	43	857	34
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	687	27	546	21
我が国の政府関係機関向け	1,554	62	1,219	48
地方三公社向け	1,289	51	1,265	50
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	77,155	3,086	70,677	2,827
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,963	118	3,124	124
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	318,668	12,746	320,076	12,803
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	43,451	1,738	43,848	1,753
トラザクター向け	983	39	968	38
不動産関連向け	241,609	9,664	227,238	9,089
自己居住用不動産等向け	126,995	5,079	122,686	4,907
賃貸用不動産向け	60,503	2,420	53,243	2,129
事業用不動産関連向け	54,109	2,164	51,308	2,052
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	10,349	413	12,310	492
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	8,976	359	11,080	443
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,384	55	1,171	46
取立未済手形	131	5	128	5
信用保証協会等による保証付	7,688	307	9,043	361
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	23,057	922	44,855	1,794
上記以外	127,908	5,116	123,395	4,935
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	75,314	3,012	71,015	2,840
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	18,846	753	18,723	748
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	6,226	249	6,631	265
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	751	30	751	30
上記以外のエクスポージャー	26,768	1,070	26,274	1,050
2) 証券化エクスポージャー	2,612	104	940	37
証券化	—	—	—	—
STC 要件適用分	—	—	—	—
短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	2,612	104	940	37
再証券化	—	—	—	—
3) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	114,882	4,595	115,430	4,617
ルック・スルー方式	114,882	4,595	115,430	4,617
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
4) 未決済取引	—	—	—	—
5) 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 14,057	△ 562	△ 9,516	△ 380
6) CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	17	0	15	0
7) 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	31,640	1,265	31,551	1,262
BI	21,093	—	21,034	—
BIC	2,531	—	2,524	—
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	1,000,308	40,012	1,006,336	40,253

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

○信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別、業種別及び残存期間別〉

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		延滞エクスポージャー	
			令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国 内			2,316,862	2,272,962	1,240,042	1,212,780	580,092	583,128	23	31	11,649	12,582
国 外			105,342	101,811	—	—	105,097	101,594	—	—	—	—
地 域 別 合 計			2,422,205	2,374,773	1,240,042	1,212,780	685,190	684,722	23	31	11,649	12,582
製 造 業			268,748	276,104	133,066	132,529	130,861	135,163	0	0	3,300	3,187
農 業、林 業			299	255	299	255	—	—	—	—	2	—
鉱業、採石業、砂利採取業			3,641	3,431	2,940	2,731	700	700	—	—	284	283
建 設 業			122,302	121,404	106,709	105,778	14,897	14,508	—	—	990	1,246
電気・ガス・熱供給・水道業			122,056	113,859	19,539	17,923	98,778	92,159	—	—	—	—
情 報 通 信 業			10,857	10,923	4,671	4,514	5,101	5,500	—	—	77	72
運 輸 業、郵 便 業			73,962	78,635	20,121	20,955	50,076	54,139	—	—	301	146
卸 売 業、小 売 業			136,361	133,407	107,153	104,943	28,450	27,420	8	3	1,104	2,072
金 融 業、保 険 業			454,455	416,652	48,251	48,258	160,555	151,412	15	26	16	15
不 動 産 業			141,021	147,671	114,017	119,155	21,297	22,279	—	—	1,022	1,085
物 品 賃 貸 業			26,218	25,765	5,796	5,835	20,038	19,734	—	—	151	125
学術研究、専門・技術サービス業			14,889	17,373	14,889	17,373	—	—	—	—	23	26
宿 泊 業			2,325	2,315	2,313	2,303	—	—	—	—	2,102	2,120
飲 食 業			13,478	13,297	13,478	13,297	—	—	—	—	302	297
生活関連サービス業、娯楽業			13,329	13,392	12,710	12,471	600	900	—	—	8	8
教育、学 習 支 援 業			3,527	3,468	3,427	3,367	100	100	—	—	4	4
医 療、福 祉			27,045	27,409	26,945	27,309	100	100	—	—	62	62
その他のサービス			35,111	35,964	34,419	35,082	599	499	—	—	278	177
国・地方公共団体等			655,828	627,414	321,101	284,753	153,033	160,103	—	—	—	—
個 人			245,700	251,248	245,700	251,248	—	—	—	—	1,605	1,647
そ の 他			51,046	54,778	2,487	2,688	—	—	—	—	8	2
業 種 別 合 計			2,422,205	2,374,773	1,240,042	1,212,780	685,190	684,722	23	31	11,649	12,582
1 年 以 下			259,508	283,639	142,947	144,978	54,637	66,255	23	31	—	—
1 年 超 3 年 以 下			359,464	320,383	47,484	48,608	169,672	172,735	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下			202,802	211,164	77,671	113,172	122,130	92,854	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下			224,226	185,891	130,315	114,579	93,743	69,311	—	—	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下			353,026	393,569	216,040	202,312	116,985	172,257	—	—	—	—
1 0 年 超			651,967	636,749	526,646	530,440	121,321	103,308	—	—	—	—
期間の定めのないもの			371,209	343,376	98,936	58,688	6,700	8,000	—	—	—	—
そ の 他			0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計			2,422,205	2,374,773	1,240,042	1,212,780	685,190	684,722	23	31	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	1,048	1,052	—	1,048	1,052
	令和7年度	1,052	791	—	1,052	791
個別貸倒引当金	令和6年度	4,330	3,211	833	3,496	3,211
	令和7年度	3,211	2,888	388	2,823	2,888
合 計	令和6年度	5,378	4,264	833	4,545	4,264
	令和7年度	4,264	3,680	388	3,875	3,680

(注) 当期減少額のその他は洗替えによるものです。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	1,087	954	859	1,087	1,087	954	—	—
農 業 、 林 業	2	—	2	2	2	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	12	9	2	12	12	9	—	—
建 設 業	296	332	319	296	296	332	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	4	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	4	—	—	4	4	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	140	16	133	140	140	16	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	244	280	1,125	244	244	280	—	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	241	280	251	241	241	280	—	—
物 品 賃 貸 業	86	85	91	86	86	85	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	1	1	1	1	—	—
宿 泊 業	766	703	1,148	766	766	703	—	—
飲 食 業	37	35	35	37	37	35	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	2	1	2	2	2	1	—	—
教 育、学 習 支 援 業	0	0	0	0	0	0	—	—
医 療 、 福 祉	2	2	4	2	2	2	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	133	30	170	133	133	30	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	16	17	3	16	16	17	—	—
そ の 他	133	137	172	133	133	137	—	—
合 計	3,211	2,888	4,330	3,211	3,211	2,888	—	—

(注) 1. 当金庫及びその連結子会社等は、会員の外国子会社への貸付けに対して個別貸倒引当金はございませんので「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分の「その他」には、未収リース料等に対する個別貸倒引当金を記載しております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	15,650	—	15,650	—	—	0.00%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	229,870	84,500	229,870	84,500	—	0.00%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	—	1,000	—	200	20.00%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	344,915	4,515	344,915	465	1,098	0.31%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	7,794	—	7,794	—	687	8.82%
我が国の政府関係機関向け	20,435	—	20,435	—	1,554	7.60%
地方三公社向け	8,531	—	8,521	—	1,289	15.13%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	340,789	15	340,789	15	77,155	22.63%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	11,414	—	11,414	—	2,963	25.96%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	593,474	43,465	571,055	7,020	318,668	55.12%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	69,813	160,085	61,758	3,427	43,451	66.65%
トランザクター向け	—	128,623	—	2,253	983	43.65%
不動産関連向け	371,796	—	368,523	—	241,609	65.56%
自己居住用不動産等向け	237,387	—	236,329	—	126,995	53.73%
賃貸用不動産向け	86,382	—	85,440	—	60,503	70.81%
事業用不動産関連向け	48,026	—	46,752	—	54,109	115.73%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	10,349	—	10,349	—	10,349	100.00%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	7,019	358	6,858	31	8,976	130.29%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,511	—	1,506	—	1,384	91.88%
取立未済手形	659	—	659	—	131	19.99%
信用保証協会等による保証付	190,365	1,915	189,310	191	7,688	4.05%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	23,057	—	23,057	—	23,057	100.00%
合計					737,304	

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値(%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	13,970	—	13,970	—	—	0.00%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	246,163	43,400	246,163	43,400	—	0.00%
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	—	1,000	—	200	20.00%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	341,411	4,514	341,411	464	857	0.25%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	6,385	—	6,385	—	546	8.56%
我が国の政府関係機関向け	17,072	—	17,072	—	1,219	7.14%
地方三公社向け	8,336	—	8,326	—	1,265	15.19%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	309,629	1,173	309,629	26	70,677	22.82%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,317	—	12,317	—	3,124	25.36%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	598,571	46,154	576,870	5,830	320,076	54.92%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	70,583	171,568	62,374	3,447	43,848	66.61%
トランザクター向け	—	135,988	—	2,218	968	43.65%
不動産関連向け	380,164	—	377,154	—	227,238	60.25%
自己居住用不動産等向け	242,364	—	241,259	—	122,686	50.85%
賃貸用不動産向け	88,469	—	87,340	—	53,243	60.96%
事業用不動産関連向け	49,330	—	48,553	—	51,308	105.67%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	9,848	—	9,848	—	12,310	125.00%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	8,458	361	8,145	29	11,080	135.55%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,550	—	1,544	—	1,171	75.82%
取立未済手形	640	—	640	—	128	19.99%
信用保証協会等による保証付	184,021	1,857	183,081	185	9,043	4.93%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	34,504	—	34,504	—	44,855	130.00%
合計					744,519	

(注) 1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2.「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況等について

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	15,650	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	314,370	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	339,887	—	—	5,492	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	917	6,877	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	4,888	15,546	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	2,071	—	—	6,449	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	255,865	—	76,530	—	—	—	1,001	—	—	2,003	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	4,607	—	6,807	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	155,029	—	—	—	—	—	3,011	—	—	234,358	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	8,747	—	—	—	—	—	347	—	2,131	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	121	—	—	—	—	—	—	—	2,131	—	—	—	—
不動産関連向け	—	10	—	36,483	8,994	41,912	105	8,011	132	13,668	463	13,552	14,815	1,164	6,305	69
自己居住用不動産等向け	—	10	—	36,420	8,994	23,221	105	—	132	13,668	—	—	14,815	—	—	69
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	18,691	—	8,011	—	—	463	13,552	—	1,164	6,305	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	63	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	450	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	152	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	659	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	112,616	76,885	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	790,403	99,319	—	469,906	8,994	118,442	105	8,011	132	18,028	463	15,684	251,627	1,164	6,305	69

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,650
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	314,370
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	345,380
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,794
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20,435
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,521
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,403	—	—	—	340,804
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11,414
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	4,306	—	101,993	—	—	79,346	—	—	—	—	—	—	—	30	578,075
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	53,421	—	—	—	—	536	—	—	—	—	—	—	—	—	65,185
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,253
不動産関連向け	141,685	11,946	—	—	3,622	765	—	20,434	17,952	38	—	26,385	—	—	—	368,523
自己居住用不動産等向け	133,475	5,415	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	236,329
賃貸用不動産向け	—	6,531	—	—	—	765	—	20,434	—	—	—	9,520	—	—	—	85,440
事業用不動産関連向け	8,210	—	—	—	3,622	—	—	—	17,952	38	—	16,865	—	—	—	46,752
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10,349	—	—	—	10,349
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	1,747	—	—	—	—	4,665	—	—	—	6,889
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	1,353	—	—	—	—	—	—	—	—	1,506
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	659
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	189,501
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,057	—	—	23,057
合 計	141,685	69,674	—	101,993	3,622	765	82,985	20,434	17,952	38	—	46,804	23,057	—	30	2,297,706

自己資本の充実の状況等について

○標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	13,970	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	289,563	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	337,589	—	—	4,285	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	917	5,467	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	4,881	12,191	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	1,998	—	—	6,327	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	226,196	—	76,052	—	—	—	—	—	—	2,003	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	5,710	—	6,607	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	167,862	—	—	—	—	—	1,463	—	—	221,084	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	9,173	—	—	—	—	—	209	—	2,099	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	118	—	—	—	—	—	—	—	2,099	—	—	—	—
不動産関連向け	—	9	—	39,861	9,291	46,636	60	8,768	117	13,465	609	14,758	48,915	1,049	7,117	21
自己居住用不動産等向け	—	9	—	39,817	9,291	22,469	60	—	117	13,465	—	—	48,915	—	—	21
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	24,166	—	8,768	—	—	609	14,758	—	1,049	7,117	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	21	—	—	—	—	—	—	—	—	285	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	159	—	—	—	—	—	—	—	—	491	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	640	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	92,829	90,437	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	741,751	108,105	—	455,529	9,291	122,688	60	8,768	117	15,138	609	16,857	272,780	1,049	7,117	21

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,970
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	289,563
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	341,875
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,385
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,072
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,326
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,403	—	—	—	309,655
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,317
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	5,208	—	103,937	—	—	83,114	—	—	—	—	—	—	—	30	582,701
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	53,420	—	—	—	—	920	—	—	—	—	—	—	—	—	65,822
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,218
不動産関連向け	102,992	24,552	—	—	5,902	212	—	18,266	21,774	304	—	12,465	—	—	—	377,154
自己居住用不動産等向け	91,617	15,474	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	241,259
賃貸用不動産向け	—	9,078	—	—	—	212	—	18,266	—	—	—	3,311	—	—	—	87,340
事業用不動産関連向け	11,374	—	—	—	5,902	—	—	—	21,774	304	—	9,154	—	—	—	48,553
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,848	—	—	—	9,848
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	1,735	—	—	—	—	6,132	—	—	—	8,174
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	893	—	—	—	—	—	—	—	—	1,544
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	640
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	183,267
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34,504	—	—	34,504
合 計	102,992	83,181	—	103,937	5,902	212	86,663	18,266	21,774	304	—	33,849	34,504	—	30	2,251,506

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	1,412,181	92,373	92.358	1,495,347
40% ～ 70%	429,945	130,770	12.311	435,030
75%	77,106	30,047	10.187	69,675
80%	—	—	—	—
85%	113,167	17,897	11.005	101,993
90% ～ 100%	94,685	23,468	10.060	87,373
105% ～ 130%	38,921	—	—	38,424
150%	47,971	296	11.031	46,804
250%	23,057	—	—	23,057
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,237,036	294,854		2,297,706

(単位:百万円、%)

令和7年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	1,404,333	52,327	84.495	1,446,341
40%～70%	413,449	136,471	11.103	416,567
75%	90,476	34,316	1.019	83,182
80%	—	—	—	—
85%	114,528	20,668	10.517	103,937
90%～100%	99,628	24,895	9.843	92,779
105%～130%	40,679	—	—	40,344
150%	34,712	349	10.729	33,849
250%	34,504	—	—	34,504
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	2,232,312	269,029		2,251,506

(注)「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ		信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度		
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		20,645	20,985	32,127	69,542	—	—		
現金		—	—	—	—	—	—		
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—		
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	1,000	1,000	—	—		
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—		
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—	—	—		
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—		
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—		
地方公共団体金融機構向け		—	—	917	917	—	—		
我が国の政府関係機関向け		—	—	4,888	4,881	—	—		
地方三公社向け		—	—	1,506	1,505	—	—		
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		—	—	—	—	—	—		
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		—	—	—	—	—	—		
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—		
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		3,887	3,723	24	24	—	—		
特定貸付債権向け		—	—	—	—	—	—		
中堅中小企業等向け及び個人向け		15,369	16,170	8,747	9,173	—	—		
トランザクター向け		10,609	11,380	121	118	—	—		
不動産関連向け		1,077	673	14,864	51,367	—	—		
自己居住用不動産等向け		191	146	14,801	51,323	—	—		
賃貸用不動産向け		201	221	—	—	—	—		
事業用不動産関連向け		685	305	63	43	—	—		
その他不動産関連向け		—	—	—	—	—	—		
A D C向け		—	—	—	—	—	—		
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		154	310	25	21	—	—		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		4	4	152	651	—	—		
取立未済手形		—	—	—	—	—	—		
信用保証協会等による保証付		151	103	—	—	—	—		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—		
株式等		—	—	—	—	—	—		

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	8	15
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
派 生 商 品 取 引	23	31	23	31
外国為替関連取引	23	31	23	31
合 計	23	31	23	31

(注) グロス再構築コストの額は、0 を下回らないものに限っております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

- 連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
証券化エクスポージャーに関する事項はございません。
- 連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

○保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳

①証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	8,292	—	3,468	—
法人向けローン	8,292	—	3,468	—

②再証券化エクスポージャーの保有はございません。

○保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

①証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和6年度		令和7年度		令和6年度		令和7年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15% ~ 50% 未満	8,292	—	3,468	—	104	—	37	—
合 計	8,292	—	3,468	—	104	—	37	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

②再証券化エクスポージャーの保有はございません。

- 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無に関する事項はございません。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

○連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	34,711	34,711	57,174	57,174
非 上 場 株 式 等	11,871	—	11,881	—
合 計	46,582	—	69,056	—

○出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	16	563
売 却 損	—	—
償 却	21	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

○連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評 価 損 益	7,981	18,901

○連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額はございません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	143,878	128,192
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

連結対象の子会社の金利リスクは僅少であり、金利リスクの影響は限定的であると認識していることから単体のみ開示しております。

■ 信用金庫法施行規則に基づく開示項目

■ 単体ベースの項目

	本編	資料編
●第132条第1項第1号 金庫の概況及び組織に関する事項		
イ 事業の組織	5	-
ロ 理事及び監事の氏名及び役職名	5	-
ハ 会計監査人の氏名又は名称	-	2
ニ 事務所の名称及び所在地	32	-
●第132条第1項第2号 金庫の主要な事業の内容	5	-
●第132条第1項第3号 金庫の主要な事業に関する事項		
イ 直近の事業年度における事業の概況	2~3	-
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		
（1）経常収益	-	5
（2）経常利益	-	5
（3）当期純利益	-	5
（4）出資総額及び出資総口数	-	5
（5）純資産額	-	5
（6）総資産額	-	5
（7）預金積金残高	-	5
（8）貸出金残高	-	5
（9）有価証券残高	-	5
（10）単体自己資本比率	-	5
（11）出資に対する配当金	-	5
（12）職員数	-	5
ハ 直近の2事業年度における事業の状況		
・主要な業務の状況を示す指標		
（1）業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	-	5
（2）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支 役務取引等収支及びその他業務収支	-	5
（3）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用 勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金 利鞘	-	5
（4）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息 及び支払利息の増減	-	6
（5）総資産経常利益率	-	5
（6）総資産当期純利益率	-	5
・預金に関する指標		
（1）国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、 定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	-	6
（2）固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高	-	6
・貸出金等に関する指標		
（1）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、 証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	-	7
（2）固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	-	7
（3）担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	-	7
（4）使途別の貸出金残高	-	7
（5）業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	-	7
（6）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの 預貸率の期末値及び期中平均値	-	7
・有価証券に関する指標		
（1）商品有価証券の種類別の平均残高	-	8
（2）有価証券の種類別の残存期間別の残高	-	8
（3）有価証券の種類別の平均残高	-	8
（4）国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの 預証率の期末値及び期中平均値	-	8
●第132条第1項第4号 金庫の事業の運営に関する事項		
イ リスク管理の体制	16	-
ロ 法令遵守の体制	15	-
ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	12~14	-
ニ 金融 ADR 制度への対応	19	-

	本編	資料編
●第132条第1項第5号 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項		
イ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	-	1~4
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び （1）から（4）までに掲げるものの合計額	25	-
（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
（2）危険債権		
（3）三月以上延滞債権（貸出金のみ）		
（4）貸出条件緩和債権（貸出金のみ）		
（5）正常債権		
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	-	12~25
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
（1）有価証券	-	9
（2）金銭の信託	-	9
（3）第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ等取引）	-	10
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	-	7
ヘ 貸出金償却の額	-	7
ト 会計監査人の監査を受けている旨	-	2
●第132条第1項第6号 報酬等に関する事項		
金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を 与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	-	11
■ 連結ベースの項目		
●第133条第1号 金庫及びその子会社等の概況に関する事項		
イ 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	-	26
ロ 金庫の子会社等に関する事項		
（1）名称	-	26
（2）主たる営業所又は事務所の所在地	-	26
（3）資本金又は出資金	-	26
（4）事業の内容	-	26
（5）設立年月日	-	26
（6）金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は 総出資者の議決権に占める割合	-	26
（7）金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する 当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者 の議決権に占める割合	-	26
●第133条第2号 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項		
イ 直近の事業年度における事業の概況	-	26
ロ 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標		
（1）経常収益	-	26
（2）経常利益	-	26
（3）親会社株主に帰属する当期純利益	-	26
（4）純資産額	-	26
（5）総資産額	-	26
（6）連結自己資本比率	-	26
●第133条第3号 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項		
イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	-	27~29
ロ 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び （1）から（4）までに掲げるものの合計額	-	27
（1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
（2）危険債権		
（3）三月以上延滞債権（貸出金のみ）		
（4）貸出条件緩和債権（貸出金のみ）		
（5）正常債権		
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	-	30~41
ニ 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失 の額及び資産の額	-	27
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 に基づく開示項目		
●第7条 資産の査定の公表	25	-



愛知県瀬戸市東横山町119番地の1

TEL (0561) 82-3141

ホームページ <https://www.setoshin.co.jp>

瀬戸信用金庫
オリジナルキャラクター

